

南小だより

岩見沢市立南小学校 学校だより 令和7年5月23日(金) NO. 3

地域・家庭・学校が
Win&Winのお付き合い
～学校っていいな!地域っていいな!～
＜CAコミュニティエリア スローガン＞



一日のはじまりを笑顔で～心をつなぐ朝のあいさつ～

校長 野田 泰史



毎朝、児童玄関に多いときで10名の教職員が立ち、「おはようございます!」の元気な挨拶で子どもたちを迎えています。子どもたちが一日を気持ちよくスタートできるようにという願いを込めて行っている活動であり、毎朝、児童玄関には明るく活気のある空気が広がっています。

朝、子どもたちはそれぞれの表情で登校してきます。にこにこ笑顔で登校する子、ちょっぴり眠そうな子、何かを考えながら歩いてくる子…。そんな一人ひとりに目を向けながら、私たち教職員は声をかけています。昨日の出来事を楽しそうに話してくれる子、先生と「あっち向いてホイ!」をして遊んでいく子、元気にハイタッチをしてくれる子、時には楽しみな授業の話をしてくれる子もいます。毎朝、私の手のひらは何十回ものハイタッチで真っ赤になるほどです。短い時間ですが、教師と子どもが心を通わせる大切な時間となっています。

この朝の挨拶活動には、「今日も元気に来てくれたね!」という歓迎の気持ちとともに、「今日も一日、楽しく過ごしてね」という思いを込めた「教室にいつてらっしゃい!」の意味も込められています。笑顔で迎えらることで、子どもたちは安心して教室へ向かうことができ、教室では各担任が挨拶と笑顔で子どもたちを迎えます。こうして、子どもたちは気持ちよく、学びの一日をスタートさせます。

「挨拶」は、人と人をつなぐ大切なコミュニケーションの第一歩です。挨拶が自然と交わされる環境は、相手を思いやる気持ちや、互いを大切に作る心を育てます。元気な挨拶を交わすことで、子どもたち自身の気持ちも前向きになります。

家庭でも、朝の「おはよう」、帰宅時の「おかえり」、就寝前の「おやすみなさい」など、日常の挨拶を大切にしていだけたらと思います。家庭で交わす一言が、その日一日の心の調子を整える大きな力となります。また、登校する際の「いつてらっしゃい!気をつけてね!」という言葉は、子ども的一天を守る言葉とも言われています。

学校と家庭がともに、子どもたちにとって心のよりどころとなる「挨拶の文化」を築いていけたら幸いです。

これからも、子どもたちが安心して登校し、笑顔で学べる学校づくりをめざしてまいります。今後とも、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



南小学校 第119回運動会

令和7年5月31日（土）※小雨決行

順延になった場合は、一斉メールでお知らせします。メールがない場合は、運動会実施となります。

「一人一人協力して ゴールを目指せ！」 ~204 件の応募を基に体育委員会が作成~

<第一部>	1・2年生の部	8:15~	9:15
<第二部>	全学年の部	9:30~	9:40
<第三部>	3~6年生の部	9:50~	12:00

【ご観覧について】

- ・校舎前コンクリート部分とトラック外周部分にて競技をしているお子さんの観覧が優先されるよう、周りの方と譲り合ってくださいようお願いいたします。
- ・小さなお子様をお連れの場合はくれぐれも目を離さぬようお願いいたします。
学年ごとの開催になるため、小学生が保護者の方と一緒に登校したり、帰りを待ったりすることもあるかと思いますが、その際も、公園で遊んだり、南風山やグラウンドで走ったりすることのないようお願いいたします。
- ・校地内は全面禁煙となっておりますので、校地内での喫煙はおやめください。

【交通安全について】

- ・校舎北側の駐車場以外に、よいこのくに幼稚園駐車場（園前、警察署裏）をお借りしていますが、台数には限りがあります。やむを得ない場合を除いて、できる限り徒歩でのご来校にご協力ください。また、児童の登下校に時差があるため、児童の出入りが不規則になります。どうか十分お気をつけください。また、短時間であっても、路上・住宅前・空き地等への駐車はおやめください。

- 紅組・白組による得点集計や全体での勝敗決定、個人への賞状配付は行いません。
- 勝敗にかかわらず、子どもたち一人一人の頑張りへの応援をお願いします。



「大人の目 見守り作戦」6月3日（火）

4P（中央小・美園小・光陵中・南小）の一斉行動日となります。ご自宅の近くなどで、子どもたちの登校の様子を見守っていただけるようお願いいたします。その際は、見守り隊のプレートをご活用ください。

「南小学校いじめ防止基本方針」

裏面に「南小学校いじめ防止基本方針」を記載しました。本校では、ピア・サポートの取組をとおして、日常的に親和的な学級づくりと自ら学びを深める授業づくりに取り組んでおります。地域・保護者の方と子どもたちの姿を共有し、豊かな心でしなやかに生き抜ける力を育みたいと思っております。何かありましたら、遠慮なくご相談・ご連絡いただけるようお願いいたします。

【6月行事予定】

- 3日（火）大人の目見守り作戦
- 4日（水）QU（3~6年）
内科検診（1・3年）
- 5日（木）内科検診（2・4年）
- 6日（金）クラブ①
- 9日（月）フッ化物洗口開始（2~6年）
- 11日（水）避難訓練（地震）
- 12日（木）4年見学旅行
- 18日（水）耳鼻科検診
- 19日（木）2年見学旅行
- 20日（金）5年見学旅行
第2回4Pサミット
- 23日（月）フッ化物洗口開始（1年）
- 24日（火）3年見学旅行
- 27日（金）1年見学旅行
- 30日（月）引渡下校訓練

岩見沢市立南小学校 いじめ防止基本方針（部分抜粋）

Ⅰ いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本方針

本校の全ての子どもが多様性を認め合い、元気で明るく、健やかに、希望に満ちた学校生活を送ることができるように、いじめが起きない学校づくりを推進します。

- ① いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子どもに関係する問題であることから、いじめはどの子どもにも生じ得るという認識の下、全ての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにする。
- ② いじめの防止等の対策は、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて子どもの理解を深めるようにする。
- ③ いじめの防止等の対策は、いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護する、国、道、市、学校、地域、家庭その他の関係者の社会全体でいじめの問題を克服することを目指す。

(2) いじめの理解

① いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

・「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市の内外を問わず、当該の子どもと何らかの関係がある子どもを指します。

【「北海道いじめの防止等に関する条例」第2項】

② いじめを理解するに当たっての留意点

- ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立つこと。
- イ いじめを受けていても子ども自身が否定する場合があることを踏まえ、日常的に子どもの表情や様子をきめ細かく観察すること。
- ウ インターネットを通じたいじめなど、本人が気づいていない中で誹謗中傷が行われ、本人がそのことを知らずに心身の苦痛を感じていない場合でも、いじめと同様に対応すること。
- エ 「けんか」や「ふざけあい」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査等を行い、子どもの感じる被害性に着目していじめに該当するか否かを判断すること。
- オ 「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ児童生徒」「災害等により避難している子ども」等の特に配慮が必要な児童については、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うこと。

(3) いじめの早期対応

- ① いじめがあることが確認された場合、事案に軽重をつけず直ちに、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保し、いじめたとされる子どもに対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、岩見沢市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携するとともに、指導方針等について家庭との合意形成を図る。
- ② 教職員は日常から、いじめを把握した場面の対処の在り方について、理解を深め、また、組織的な対応を可能となる体制を整備する。

(4) 学校・家庭・地域・関係機関の連携

- ① 校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ② いじめの問題への対応において、必要な教育的指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、岩見沢市教育支援センター、岩見沢市青少年センター等）に相談・通報を行い、適切な援助を求めるとともに、日頃から緊密に連携できる体制を構築する。

(5) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、被害を受けている子どもといじめ行為を行っている子どもの関係修復状況など、他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害を受けている子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安に関わらず、岩見沢市教育委員会又は「生徒指導委員会（学校いじめ対策組織）」の判断により長期の期間を設定する。

② 被害を受けている子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害を受けている子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることとする。また、被害を受けている子ども本人及び保護者に対し、面談等により確認することとする。

2 学校としての具体的な取組

(1) いじめを未然防止するための取組

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ「いじめ見逃しゼロ」という意識を持ち、いじめが生まれにくい環境をつくるため、人権が尊重され、安心して過ごせるとともに、全ての子どもが自分が必要とされている存在であると感じ、多様性を認め合い互いに支え合うことができるような取組等、発達指示的生徒指導やいじめの未然防止教育を推進するために、全ての子どもを対象に学校全体で取組を推進する。

これらの取組を充実させ、いじめ未然防止の重要性に関する理解・意識を高めるため、子どもへの指導・保護者、地域への啓発・教職員研修を充実させる。

① 学級・学年経営の充実

- ア 道教委及び岩見沢市内のいじめアンケート、教育相談、QU検査等の結果も生かしながら、児童の実態を十分に把握し、個人が大切にされる学級を目指す。
- イ 児童自身が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- ウ 様々な場面を通して、児童の社会性やコミュニケーション能力を育むとともに、自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を育成することに努める。
- エ 教職員の不適切な認識や言動が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりしないこととする。

② 情報の共有化

- ア 生活指導委員会、学級経営交流会、特別支援委員会、学年打ち合せ等、様々な機会を通し、「いじめの芽」や「気になる子」に関わる情報の交流や共有化を図る。
- イ 清掃等、縦割り班活動を実施することにより、複数の職員で児童の実態を把握し指導することを徹底するとともに、全職員で情報を共有する気風を創り上げる。
- ウ 家庭や地域と連携を図り、協働して子どもたちの豊かな心を育むための教育活動を展開する。

(2) いじめを早期発見するための取組

① 調査・相談体制の整備

- ア 児童との触れ合いを深め、日常観察を十分に行うとともに、道教委及び岩見沢市のいじめアンケートやQU検査など、客観的資料を適切に活用する。
- イ 全児童を対象に個別に教育相談を実施し、児童の思いや実態を把握する。
- ウ 保護者や地域、関係機関との連携
- エ 日頃から保護者や地域との信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。
- オ 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
- カ 必要に応じて、中学校、教育委員会等の関係諸機関と連携を図る。

② 情報の共有化

- ア 生活指導委員会等の様々な機会を通し、情報の交流や共有化を図る。

(3) 関係機関との連携

① 公的機関との連携

- ア 必要に応じ、教育委員会、教育支援センター、青少年センター等との連携を図る。
- イ 対応に苦慮する問題が発生した場合には、学校だけで問題を解決しようとせず、外部の専門機関とも積極的な連携を図る。